

令和7年度における野田市の中学校部活動のあり方について

野田市では、地域移行ではなく、**地域支援**という形で休日の**学校部活動を継続**していくますが、少子化による部活動の減少や質の高い指導を目指していく観点から**拠点校部活動**、**学校（拠点校）クラブ**を展開していきます。

（1）展開する取り組み

Point①**拠点校部活動**

他の中学校からも生徒を募集して活動をします。

拠点校となる学校が他校の学校の生徒を集めて活動する拠点校部活動を展開していく、子どもたちのやりたいというニーズに応えられるようにしていきます。

Point②**学校（拠点校）クラブ**

地域の方々に支援をいただきながら運営ができるようにしていきます。

教職員が顧問として在籍しますが、地域の方々に指導をしていただきます。顧問が指導できる時は、部活動として、地域の方々で指導するときはクラブとして活動をします。

令和7年度に実施する拠点校部活・学校（拠点校）クラブ

学校名	部活動名	種類	備考
第二中学校	バドミントン部	学校クラブ	第二中学校の生徒のみの募集
北部中学校	男子バレーボール部	拠点校部活動・クラブ	
二川中学校	サッカー部	拠点校部活動・クラブ	
二川中学校	女子バレーボール部	拠点校部活動・クラブ	

（2）地域の方々からの支援

①部活動指導員（顧問がいなくても部活動指導が可能な市の会計年度任用職員）

野田市では、部活動指導員を雇用し、市内中学校で指導をお願いしています。令和6年度は8名を雇用しています。必要に応じて、市のホームページ、千葉クラサポ(CHIBA CLUB INSTRUCTOR MATCHING SUPPORT SYSTEM)で募集を行います。

②外部指導員（顧問と連携し、部活動やクラブの指導にあたる指導者）

野田市では令和5年度、市内小中学校の部活動に17名の地域の方々に支援をいただきました。また、令和7年度より、教育委員会に申請のあった学校（拠点校）クラブ4チームで、地域の方々に指導をしていただく予定です。学校と地域の方々との関わりの中で、指導をお願いしています。必要に応じて千葉クラサポ(CHIBA CLUB INSTRUCTOR MATCHING SUPPORT SYSTEM)で募集を行います。

野田市立中学校の拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ設置要項

1. はじめに

野田市では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が出てきている。

野田市教育委員会（以下、教育委員会とする）では、市内中学校に通う中学生にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして「拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ」を実施する。

2. 目的

野田市の市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、持続可能な部活動の実現を図る。

3. 抛点校部活動・学校（抛点校）クラブとは

(1) 抛点校部活動

- ・拠点校部活動とは、原則として在籍校に希望する部活動がないことを条件として、在籍校以外の学校が生徒を受け入れる方式である。

例①… A中学校の○○部がB中学校とC中学校の生徒を受け入れて活動をするが、平日は他校の生徒の活動は難しいため、休日のみ、拠点校部活動として活動する。

(2) 学校 (拠点校) クラブ

- ・学校（拠点校）クラブとは、顧問となる学校（拠点校）の教員を中心とし、平日の下校時刻後及び休日の夕刻の活動や教員が指導できない時は地域人材のみで活動することができる方式である。

※部活動の場合は地域人材のみで活動することはできない。

例②…A中学校の○○部は、休日の活動において、顧問が指導できない時には地域人材が指導できる実態であるため、学校クラブとして活動する。

例③…A中学校の○○部がB中学校とC中学校の生徒を受け入れて活動をする
ならないと集まって活動ができないため、拠点校クラブとして活動する。

4. 捜点校部活動・学校（捜点校）クラブの実施申請について

	順序	内容	対象
クラブの設置 拠点校部活動・クラブ	①	拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）を野田市教育委員会へ提出	自校にある部活動を拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして申請する学校
	②	拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ承認（不承認）決定通知書（様式2）を申請した学校へ送付	野田市教育委員会
生徒の参加申込	③	参加申込書・保護者同意書（様式3）を配付	野田市教育委員会→市内中学校→保護者
	④	参加申込書・保護者同意書（様式3）を学校へ提出	保護者→在籍校→拠点校
	⑤	拠点校部活動・拠点校クラブ参加承認決定通知書（様式4）を送付	拠点校→在籍校→保護者

①自校にある部活動を拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして申請する校長は、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして開始する前年度の12月までに教育委員会に拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）を提出する。

- ②教育委員会は、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）の提出があった学校に対して、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ承認（不承認）決定通知書（様式2）を送付する。
- ③教育委員会は1月中旬までに次年度に実施する拠点校部活動、拠点校クラブ参加募集一覧を作成し、各学校へ配布する。各学校は全校集会や年度末保護者会、新入生保護者説明会などで生徒・保護者に参加募集一覧と参加申込書・保護者同意書（様式3）を配布・説明する。
- ④新年度、参加生徒の在籍校校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式3）を受け、拠点校部活動・拠点校クラブに参加できる生徒の条件に該当していることを確認して参加申込書・保護者同意書（様式3）を拠点校校長に提出する。拠点校校長は承認すれば、拠点校部活動・拠点校クラブ参加承認決定通知書（様式4）を在籍校校長へ送付し、生徒・保護者に通知する。
- ※学校クラブに関しては、学校内だけのため、一覧には記載しない。また、学校クラブに参加するための申込書は、各学校の任意様式とし、学校内のみでの管理とする。

5. 実施決定

拠点校校長は、不都合がなければ承諾書（様式4）の提出をもって実施を認めるものとする。

6. 拠点校部活動・拠点校クラブに参加できる生徒

- (1) 原則として、在籍校に希望する部活動がない生徒。
- (2) 原則として、教職員、保護者の引率を必要としない生徒。
- (3) 拠点校の部活動（クラブ）の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導に従うことへ同意した生徒。
- (4) 在籍校及び拠点校両校の許可が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

7. 参加生徒の活動について

- (1) 生徒は、拠点校における部活動・クラブの方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- (2) 拠点校への移動は徒歩・自転車を原則とし、必要に応じて公共交通機関を利用する。また、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。
- (3) 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 在籍校での部活動参加については、在籍校部活動顧問及び拠点校の許可を得る。
- (6) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長が生徒の活動を中止することができる。
- (7) 前各号のほか、拠点校部活動・クラブに関する生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。

8. 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動・クラブの指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

9. 試合参加

- (1) 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要項に従う。

- (2) 県総合体育大会については、千葉県中学校体育連盟が定める「千葉県中学校体育大会実施要項」に定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」、「地域クラブ活動の参加資格の特例」に従う。また、葛北大会や市内大会についても、同様に扱うものとする。
- (3) 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

10. 事故への対応

- (1) 拠点校部活動・クラブにおける事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- (2) 部活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。クラブ活動中の事故に関しては、適用外になるため、クラブでスポーツ安全保険等に加入し対応すること。また、指導者となる地域人材の方もスポーツ安全保険等に加入すること。

11. その他

- (1) 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（教頭等）を決めておく。
- (4) 拠点校部活動・学校（拠点校）クラブを対象に教育委員会より予算の範囲内で人材活用費、大会参加費・登録費補助金が配当される。